

## 令和7年度小型するめいか釣り漁業者及びサルボウガイ養殖漁業者緊急支援資金

小型するめいか釣り漁業の採捕停止命令（令和7年10月31日付）及びサルボウガイの出荷自主規制（令和7年12月10日付）により、経営の維持安定が困難となった漁業者を支援するため、「令和7年度小型するめいか釣り漁業者及びサルボウガイ養殖漁業者緊急支援資金」を創設します。

区分	内 容
融資対象者	するめいかの採捕停止命令（令和7年10月31日付）及びサルボウガイの出荷自主規制（令和7年12月10日付）の影響により経営の維持安定が困難となった漁業者
資金使途	<p>運転資金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・燃料費、種苗費、飼料費、諸材料費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など漁業経営の維持に必要な運転資金</li></ul>
貸付限度額	<p>① 簿記記帳を行っている場合 年間経営費の5/12又は粗収益の5/12のいずれか低い額</p> <p>② ①以外の場合 500万円</p>
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
融資利率	<p>年0%</p> <p>県及び漁業協同組合JFしまね（小型するめいか釣り漁業者に限る）により利子補給を実施</p>
信用保証	・全国漁業信用基金協会による保証が利用可（信用保証料 年0.71～1.09%）
取扱期間	令和7年12月19日（サルボウガイ養殖漁業者については12月22日）から令和8年3月31日（融資実行分）まで
申込先	漁業協同組合JFしまね、日本海信用金庫、島根中央信用金庫
問合せ先	島根県農林水産部沿岸漁業振興課 TEL 0852-22-5314